

習志野市農業委員会総会議事録

平成27年第7回習志野市農業委員会総会は平成27年7月22日（水）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時より

1. 委員の出欠席 17名中 13名出席 欠席 3名

※ 15番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 9番 相原 和幸 12番 田久保 征夫

1. 議案審議結果

上程 3件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 特定農地貸付け承認申請について

議案第3号 平成27年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)の申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)について

<p>議 長</p>	<p>只今より平成27年 第7回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は、8番 葛城 芳一委員 10番 伊藤 和彦委員 11番 飯生 良 委員より 欠席の報告をいただいています。 よって3名の欠席者と 1名の欠員を含め17名中 13名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 9番 相原 和幸委員 12番 田久保 征夫 委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は3件、報告案件が3件でございます。</p> <p>連日のように、猛暑が続いておりますが、委員の皆様方々におかれ ましては体調に留意され、適宜水分を補給していただき熱中症 予防対策をして頂きたいと思っております。</p> <p>また今月15日に行われた現地調査に大変暑い中、 全員の方の参加があり、ご苦勞様でした。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>事務局より 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、議長の指示に従い朗読いたします。 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があった ので、許可について審議を求めます。 平成27年7月22日提出</p>

	<p>1 申請地の所在、面積</p> <p>習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●●㎡</p> <p>〃 ●●●●番● ●●●●㎡</p> <p>合 計 ●●●●㎡</p> <p>2 権利の内容</p> <p>転用を伴う賃借権設定 (●●年)</p> <p>平成●●年●月●日から平成●●年●月●日まで</p> <p>3 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号</p> <p>●●●●●●●●●● ●● ●●●●</p> <p>譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●</p>
議 長	<p>続いて、地元農業委員である 三橋喜左衛門 委員より 現地調査報告をお願いします。</p>
三橋(喜)委員	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>7月14日に、廣瀬会長をはじめ16名の委員と事務局2名、譲受人側から、 ●●●●●●●●●● 事務長 ●● ●●さん、相談役 ●●●●●●●●●●さん、他 業者 2名の立会で行いました。</p> <p>申請地は、案内図にありますとおり、●●●●●●●●●●●●●●の道路を挟んだ 向かい側でございます。</p> <p>今回の申請は、現在、●●●●●●●●●●丁目で運営をしている●●●●●●●●●●「●●●●●●」 の移転先として現在の施設から近い場所を探した結果、今回の申請地が最適地であ ったと聞いております。</p> <p>申請地の前面道路については、上下水道がすでに完備されており、また周辺への 雨水対策についても敷地内の地下浸透貯水槽により処理する計画であることが 確認されました。また、5ページから7ページの図面にありますように鉄骨2階 建てを建築するそうで詳細については、●●●●●●●●●●の方にお越しいただいてい るので質問也、説明を聞いていただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第1号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>三橋喜左衛門委員、現地調査報告ありがとうございました。</p> <p>続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>・ ・ 議案第 1 号の詳細について参考資料により説明 ・ ・</p>
議長	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。 それでは、今回の農地法第 5 条の許可申請に際し、申請者であります、●●●●● ●●●●事務局長及び相談役、設計者である●●●●●の担当者をこの総会に呼んでおります。 なお、現地調査におきましても立会い・説明をしてもらいました。が、改めてご質問いただければと思います。</p>
立崎委員	<p>その前によろしいですか。</p>
議長	<p>はい、立崎委員。</p>
立崎委員	<p>●●●●を解除する場合、厳しい条件がありますよね。 当然、それはクリアーされているということだと思うんですが、このような形、その他の形でもかなり規制が緩和されていてこのようなことができるのかなどどうか。以前はもっと厳しかったのではないかなと思うのですが。そこが、良くわからないのですが。</p>
議長	<p>先程、事務局から立地基準は●●●●●であると説明がありましたが、水道・下水道管・ガス管の 2 種類以上が埋設されていること、申請地からおおむね 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設・医療施設・その他公共施設があることが条件ということで、この地域には●●●●●●●●●●・●●●●●●●●●●・●●●●●●●●●●・その他●●●●●が 2 件あることから条件が整っているということでした。それらを含めて事務局説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、農地転用に関しましては、農地と言いましてもいろいろな種類がございます。まず市街化区域・市街化調整区域があります。 市街化区域は届出で転用が可能です。一方市街化調整区域につきましては、許可が必要になります。許可は農業委員会を通して県に進達して県知事の許可が必要になります。そうした手続きの中で今日総会を開いて議案として提出させていただきました。 また、調整区域の中にもいろいろな種類がございます。 一つは、農用地で鶯沼、藤崎、実榎、屋敷にもございます。この地域につきましては農用地を外さないと転用はできません。農業しかできません。</p>

	<p>その次に規制が厳しいところは、10ヘクタール以上の農地で、これは第1種農地として厳しい条件があります。</p> <p>その他、第3種農地といたしまして市街地に隣接している農地、こちらについては条件が整っていれば許可できるという分類になります。</p> <p>このどちらにも属さない農地が第2種農地、他に代替の場所が見つからない場合には許可できるというような基準になっています。</p> <p>今後、農地の区分、転用の事務手続き等につきまして研修を通じてご説明させていただきたいと思っています。</p> <p>今回の申請場所につきましては、市街地市街化が著しい地域で転用は原則として許可という場所になります。</p> <p>広い広大な農地の中に転用するというのは最初から無理ですが、ここは●●●●●●●●になりますので、基本的には●●●●●●な場所となります。</p>
議 長	立崎委員どうですか。
立崎委員	第3種というのは、つまり市街化に直近しているような状態ということですか。その場合でも10ヘクタール以上とか条件があるわけですね。
事務局長	集団性のある農地につきましては、優良農地ということで、なかなか転用はきびしいということです。
立崎委員	こういう形で、調整区域をどんどん事実上市街化区域にしていく、なってしまうというようなことは可能になってくるわけですね。
事務局長	<p>農地法と都市計画法という法律がございまして、同時の許可がないとできないということになります。この申請を出す前に都市計画法の事前協議という中で協議が終わったので、農業委員会に農地法の許可申請が出されるということになっております。</p> <p>先程、参考資料で他法令関係の開発行為に関して都市計画法第32条の規定による同意書の添付があると説明をさせていただきました。</p>
立崎委員	とにかく、いろいろな条件がクリアーされているということですか。
議 長	そうです。クリアーされています。
事務局長	繰り返しになりますが、埋蔵文化財につきましても社会教育課と協議済みですし、都市計画法の開発行為の協議も済んでいると、あと同時に農地法の許可の

を聞くと、こんな大変なことをまさに自分たちの私財をなげうってやっているということで私自身もなんとかお手伝いしなければいけないなと思ひまして、微力でしたが相談役を引き受けました。

一番最初は、先程事務長のお話にもありましたが、この事業をやめるとい選択肢も実はありました。その場合、施設を返さなければいけない、だけど●●たちや●●●を見ているとやめられない。そこでどこかに移そうということでいろいろな条件の中で場所を探しあたりました。

ですけれど近所ではなかなか借地ができませんし、あまり遠いところですよといういろいろこども達の事がうまくいかないということもありまして、本当に今回は、地権者の●●●さんにはご配慮していただき良い場所をお貸しいただけることになりました。

それで、●●●●で●●●●でそれから農地であるということ想定していたんですけれどもそれについては、農業委員会と●●●●関係について手続きをして進めようと、問題は建てるのにお金がいります。これも資力、財力がありませんからどうするかということで、●●●●の●●●●と相談をしまして●の補助金をいただくということになりました。●の補助金も予算がありますから26年度に申し込んでも26年度の補助金はだめですので、27年に補助金をいただくために26年からいろいろな手続きをしてまいりまして、ようやく●の審査、●の審査もとおりましたいわゆる補助金の見通しが立ったということで、これから懸案が認められたら建設に入って行くというそのような状況です。以上です。

議長

ありがとうございました。

私からのお願いですが、周囲が畑なので現地調査でもお話しましたが大きい貯水槽を造って雨水等流さないようにしてくれますか若干、土地が低いかなという気がするんですけれど、長い間には低くなっていくのでそういう意味での水対策、なおかつ想定外の雨量も降ったりしてしますので対策について●●●●●●●●さんから説明お願いできますか。

●●●●●●●●

雨水関係の構造的な対策について説明させていただきます。

現場は、今、前面6mの市道から60cmくらい下がって畑になっています。そのままでは溜池になってしまうので前面の道路と同じくらいの高さまでは、土を入れまして、そのまま入れていくとまた奥が高くなってしまいますので奥に行くにしたがって隣接の宅地と同じ高さになるよう若干下げて行くような方法をとります。外周はコンクリートの擁壁をぐるっとまわしまして当然自分の敷地から10センチ20センチ程上に立上げますのでこれが雨水の防水対策

	<p>になりまして、その上にまた児童・生徒が乗り越えないように外周にフェンスをまわします。</p> <p>雨水につきましては、敷地の建物の通路部分に約63立方メートルの雨水貯留浸透槽を地下に設置いたしまして、それによって地下浸透させ、それ様にまたオーバーフォールしたものについては前面の道路の公共下水道に放流管で流すようになります。オーバーフォール分のみを放流するような形になります。</p> <p>汚水につきましても建物内の汚水枳に回しまして公共枳を新設し場内につけてまして前面にある市道にある法流管に手続して放流いたしますので、すべて習志野市の公共下水道管を使用させていただきます。</p> <p>その他水道・ガスにつきましても全て市営を使用させていただきます。</p> <p>また、敷地内に子供たちのために小さな家庭菜園を造ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>隣が●●●●ということ、車の出入りが多いので事故のないよう十分に気をつけていただきたいと思います。</p> <p>何か、関連してご質問ありますか。立崎委員どうぞ。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>この土地が農作物を作っていた状態の時に、大雨が降った時は水が溜まったというようなことはあったんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>三橋武夫委員、その辺のことはわかりますか。</p>
<p>三橋武夫委員</p>	<p>南方面に行くほど下がっているんで、あの辺が一番高いと思います。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>これから、とにかく予想外の大雨が降りますからね、そういう点では他の低い農地に水の被害が出る可能性もありうると思いますが。</p> <p>先程、貯水槽を設置するとかお話がありました。</p>
<p>●●●●●●●●</p>	<p>先程の説明に一つつけたしますと、表面は浸水性アスファルト舗装で車の駐車スペースにはターフパーキングといいまして芝生を植えられるような状態の自然のままになっていまして保護材（ラクチル）を重ねられない様に敷設した隙間に芝を張りまして、車が10数台駐車しますが、かなり芝張状態になります。建物以外の部分についての地下浸透は充分にできると思います。建物の部分は貯留槽で賄うというような設計になっています。</p> <p>一応、市の基準以上は満たしております。</p>
<p>立崎委員</p>	<p>余分なこととは思いますが、非常に良い条件の所を選んだなと思います。</p> <p>これから、運営していく上でほっとするような場所かなと思います。</p>

議 長	荒原委員どうぞ。
荒原委員	<p>●●●●が継続出来て、みんなが集まる場所が設置することができて良かったなど私も思っています。</p> <p>そこで、何点か確認事項があります。先程お話にありましたが、車の出入りが結構あるのかなと思いました。</p> <p>●●●●の出入り口が向こう側だけかと思っていましたが、図面を見ると同じ道路側にもあるんですね。</p> <p>施設の出入り口は、どの様になっているんですか。</p>
●●●●●●●●	北側の道路側から5mほどの出入口から出入りできるようになっています。
荒原委員	この建物ができた時に近くの農家さんとは問題はないのですか。
●●●●●●●●	図面を持ってご説明に伺って、何とかご理解はいただいております。
荒原委員	夜の照明について、農作物に影響があるような事をお聞きしているのですが、その点はどうですか。
●●●●●●●●	計画の中では、明るい大きな照明はつけておりません。
議 長	<p>今、荒原委員が質問しましたが、農産物は照明によって影響が有るのでほっとしました</p> <p>相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>この事業のニーズが年々増えてきていると思いますが、今後事業主さんとしては規模拡大とか拡張とかの計画のある程度の見込みはされているんですか。</p> <p>もしあればお話を伺いたいのですが。</p>
●●事務長	<p>今の現状ですと定員数というものがありまし●●●●は10名、●●●●は10名、●●●●●●は利用者さんがあればということで、今定員20名を●●25名にしたいと●●●●●●は30名を35名にしたいと思ってます。それ以上の規模拡大は同じ場所で同じ事業を2つ出来ないの、また別の場所で10名お預かりするとか別につくるような形になります。</p>
相原委員	先々そういうこともやっていこうなということですか

<p>●●事務長</p>	<p>今、●●●●の●●●●●の下でひとつ 10名定員でやっているんですが、習志野市さんもそういう●●●●が増えてきていますので、必要にかられたら増やす可能性もあります。</p>
<p>●●相談員</p>	<p>少し補足しますと、今いろいろと多機能なことをやっていますが、それぞれ●●●●●・●が基準をもっています。ですから●●●●により●●●●も決められているので、増やせば増やすほど大きな建物を建ててはならなくなる、また運営するのに人も増やさなくてはならない。</p> <p>そういったことから全体で事務長が言いましたようにできるだけニーズがあれば受けて行こうかと考えてはいますが85名までと考えています。急に増やすのはむずかしいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございますか。三橋委員どうぞ</p>
<p>三橋委員</p>	<p>施設内の内容はどのようになっているのでしょうか。仕事をやってるとか何か分からないのですが。</p>
<p>豊島事務長</p>	<p>リーフレットにより説明</p>
<p>三橋委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>●●●●● ●●●●●関係者の皆様ありがとうございました。 他にご意見・ご質問等が無いので退席を求めます。 それまでの間暫時休憩します。</p> <p>.....●●●●●関係者 会場から退席.....</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。 議案第1号の審議に入ります。 その他に意見等がありましたらお願いします。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 三代川正夫委員どうぞ。</p>
<p>三代川正夫 委員</p>	<p>確認というかわからないところがあるのでお伺いします。 今回の場合、●●●●●だからできるということが何となくわかったのですが資料を見ていると、市の●●●●とか●●●●●ということに関連していて、これ</p>

	<p>は公共的なものにはいつてくるものなんですか、農用地でも出来るようになってしまうのでしょうか。</p> <p>道の反対側は、農用地になってるんですが、単純に向こうだと出来ないのか、またはこういうものに関しては、公的事業としてできるようになってしまうのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、まずですね、マラソン道路を挟んで、今回の●●●●●●とその反対側の農地があります。反対側にハウスがありましてそちらは農用地ということで、農用地の場合は、原則として農業用施設しか建てられないそういった場所でございます。</p> <p>今回の申請地は農用地ではありません。それで農業用以外の場合であっても建てられます。申請者はあくまでもNPO法人で公的なところではないです。</p>
<p>三代川正夫 委員</p>	<p>公的な建物ではない。公的な建物でもたとえば、市の●●●とかとつながっているんですよ。でも公的な建物ではないということですね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>そうですね。こちらが●●●●●であっても一般の住宅であっても同じような扱いになります。</p>
<p>三代川正夫 委員</p>	<p>同じ扱いになるんですね。公的なところであつたら本当に普通の農地であれば出来てしまう、と思うんですが。これからこういう事業というのがかなり多くなってくると思うんで、これは、どこまでの農地に対してできるのかということをはっきりしておかないといけないと思うんで。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずですね、これも一般的な農地の転用基準でございまして。農用地は農業用施設以外はできません。</p>
<p>三代川正夫 委員</p>	<p>病院だとか、学校だとかも出来ないということですね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それは農用地を解除するなり、外したりという作業をしなければいけません。農用地というのは市全体の農業の計画地でございますので、それとの整合性をとらなければなりません。ただ、無条件にとはいきません。</p> <p>何かしら農政課と農用地の担当と協議をしなければならない。</p> <p>そこで、農用地を外せるか、外せないかといった協議が入ってくると思います。</p>

議 長	農業振興促進協議会に諮って、外してもいいとなったら農業委員会の意見を求めてきます。
相原委員	それって都市計画法の中で位置づけが変わらない限り、いくら農地法を変えた所で農用地は変えられないと思いますけど。都市計画法があつての農地法じゃないですか。
三橋武夫委員	農用地でも谷津の農用地は外したでしょ。
合間委員	地権者の8割外したでしょ。
相原委員	9割です。9割は同意書がなければ対象にならない。
三橋武夫委員	以前、農業委員の時に何件か外したことがあるんです。まとまってはダメですが個人面積だと外すことができました。3件くらい外したと思います。
事務局長	それは、たぶん住宅に接続している端の所だと思いますが。
三橋武夫委員	昔の田んぼで道路になったところどころにあったように思います。片方は住宅地になっていました。個人的にはいいけども●●の●●●●では、面積が大きいから許可が下りなかった。
三代川正夫委員	外し方が違うんですよ。外し方がいろいろあるんですよ。土地の内容、外し方の内容があつて、完全ということはないんだろうけど。とりあえず今回の場合は、●●●●●なので、大丈夫ということですよ。この場合は、公用的なものなのかということと、反対側だったらどうなのかということだけなんです。絶対にはずせないということはないかもしれないけども縛りはあるということですね。今回の場所は緩いところだったということですね。
議 長	逆に良かったということですかね。
三代川正夫委員	これから、こういうことがでてくる可能性が多いので、習志野の場合は第3種農地がかなり多いのだから、本当の第1種農用地は少なくなっているのかもしれない。

<p>事務局長</p>	<p>農用地の場合は、解除しなければ、原則開発できません。それ以外の土地の場合は条件次第ということになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 1 号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して進達をしてください。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 特定農地貸付け承認申請について議題とします。 それでは、事務局から議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議長の指示に従いまして朗読させていただきます。</p> <p>議案第 2 号 特定農地貸付け承認申請について 申請者 住 所 習志野市●●●丁目●番●●号 氏 名 ●● ●●</p> <p>申請日 平成 2 7 年 7 月 7 日 (水)</p> <p>土地の所在 習志野市●●●丁目●●●●番 ・ 地 目 畑 ・ 現 況 畑 ・ 地 積 ●●●●m²</p>
<p>議 長</p>	<p>次に現地調査報告を、地元鷺沼地区の農業委員である伊東 壽委員にお願いします。</p>
<p>伊東委員</p>	<p>議案第 2 号「特定農地貸付け承認申請について」調査報告をさせていただきます。調査は、平成 2 7 年 7 月 1 5 日に廣瀬会長をはじめ 1 6 名の委員と事務局職員 2 名及び申請者の●●●●さんと奥様の立会で行いました。 場所につきましては案内図にありますとおり、●●●の●●●●●●のところの道に入り、左側に行った●●●●●●の手前の農地でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>今回の申請地は、以前は耕作放棄地の状態となっていたましたが、適正に管理することができない状況であったため、今回、市民農園を開設し耕作放棄地の解消を図るため、特定農地貸付けの承認申請を行ったと聞いております。</p> <p>農園の規模としましては、●●㎡が、●●区画、農園全体で●●●●㎡でございます。今回の事業計画が適正に運営されることにより、習志野市内の耕作放棄地の縮減に繋がることが予想されますので、市民農園として承認することについて、よろしく審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上、議案第2号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>伊東委員、調査報告ありがとうございます。</p> <p>続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。</p> <p>なお、参考資料もありますので、合わせて説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の詳細な説明をさせていただきます。</p> <p>申請理由につきましては、市民農園を開設し耕作放棄地の解消を図るため申請を行ったと伺っております。</p> <p>詳細内容につきましては、</p> <p>全●●区画： (●●㎡×●●区画)</p> <p>貸付期間： 2年間</p> <p>賃 料： 年間1区画 ●●㎡：●●, ●●●円</p> <p>添付書式につきましては、つぎのとおりです。</p> <p>特定農地貸付け承認申請書 (農業委員会受付日 平成27年7月7日)</p> <p>市民農園貸付協定書 (●●●●・習志野市長)</p> <p>市民農園開設申出書 (習志野市受付日 平成27年4月7日)</p> <p>特定農地貸付規程(習志野市と申請者で作成したもの。期間・賃料・募集方法等)</p> <p>全部事項証明書・案内図・公図・土地区割図</p> <p>特定農地貸付けは、農地法の特例でございまして、様々な諸条件がありますが、個人と市との間で規程や協定を結んだ後、その農地を管轄している農業委員会に特定農地貸付け承認申請書の提出を行い、承認されれば、自身の農地を不特定多数の者に農園(市民農園)として個々に契約を結んで、金銭の授受を目的として貸付けすることができるという制度でございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>議案第2号の審議に入ります。</p> <p>ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>三橋 武夫委員どうぞ。</p>

三橋武夫委員	耕作放棄地がこういった市民農園で解消されることは良いと思います。
議 長	立崎委員どうぞ。
立崎委員	これは、農地の所有者が直接、市民に貸し付けるという形ですか。
事務局	そうです。
議 長	事務局、補足説明などありますか。
事務局	特にありません。
議 長	他に、ご質問などなければ、採決に入ります。
	議案第 2 号の 特定農地貸付け承認申請について 採決いたします。
	議案第 2 号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 2 号は、承認されました。
	事務局は、申請者に対して承認書を交付してください。
	続きまして、議案第 3 号 平成 27 年度習志野市農用地利用集積計画第 1 号（案）について を議題とします。 事務局より、議案の朗読を求めます。
事務局長	議長の指示に従いまして朗読させていただきます。 議案第 3 号 平成 27 年度習志野市農用地利用集積計画第 1 号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より 農用地利用集積計画第 1 号（案）の提出があったので意見を求める。

	<p>平成27年7月22日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●●m²</p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●● ●●</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 次に詳細につきまして事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>参考資料により説明</p>
議 長	<p>只今の議案について、質問等がありましたら挙手願います。</p> <p>次に、議案第3号の質疑に入ります。</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>他に質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第3号の 平成27年度 習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について、 同意される方の挙手を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第3号は、承認されました。 事務局は、習志野市長へ回答してください。</p> <p>次に、報告第1号及び第2号の 「農地転用届出書の受理通知等について」</p> <p>続きまして、報告第3号</p>

<p style="text-align: center;">事務局</p> <p>議長</p>	<p>引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について何か質問等がございましたら挙手ねがいます。</p> <p>事務局、補足説明などありますか。・・・・・・・・</p> <p>特にないです。</p> <p>ないようでしたら、これもちまして、平成27年第7回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>
--	--